



IDEMITSU

安全データシート

発行日 2013-01-09

改訂日 2015-03-10

版 3

1. 化学品および会社情報

製品識別子

化学品の名称

SS 8号作動油

製品コード

3046013100

供給者情報

製造者

出光興産株式会社

東京都千代田区丸の内3丁目1番1号

Tel: 03-3213-3143

Fax: 03-3211-5343

緊急電話番号

03-3213-3143

推奨用途及び使用上の制限

推奨用途

潤滑剤

2. 危険有害性の要約

A GHS - 分類

GHSラベル要素

シンボルなし

注意喚起語

—

危険有害性情報

物理的及び化学的危険性

第4 類引火性液体、第三石油類非水溶性液体(法第2 条第7 項危険物別表第1)

3. 組成及び成分情報

単一製品、混合物の区別

混合物

| 化学名 | 濃度又は濃度範囲 | 日本(ENCS) | 安衛法番号 | CAS番号 |
|-------------|----------|----------|-------|-------|
| 石油系炭化水素(鉱油) | >=95 | - | | - |
| 潤滑油添加剤 | <3 | - | | - |

官報公示整理番号(化審法、労働安全衛生法)

構成物質は全て既存化学物質であるが、番号は営業秘密であり非公開。

労働安全衛生法

| 規制区分 | 法文物質名 | 政令番号 | 含有率 |
|--|-------|------|-------|
| 名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第57条の2、施行令第18条の2別表第9) | 鉱油 | 168 | >=90% |

4. 応急処置

吸入した場合

新鮮な空気のある場所へ移動させ、身体を毛布などで被い、保温して安静を保つ。必要に応じて医師の診断を受ける。(文献1)

| | |
|----------------------|--|
| 皮膚に付着した場合 | 汚染された衣服・靴などを速やかに脱ぎ、多量の水または微温湯と石鹸で、付着した部分を洗い流す。加熱状態の製品が触れた場合は、洗浄した後に火傷に対する措置を行わなければならない。また、水疱、痛みなどの症状がでた場合には、必要に応じて医師の診断を受ける。 |
| 眼に入った場合 | 清浄な水で十分に目を洗浄した後、直ちに眼科医の診断を受ける。洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水がよく行きわたるように洗浄する。コンタクトレンズを使用している場合は、固着していないかぎり、取り除いて洗浄を続ける。 |
| 飲み込んだ場合 | 無理に吐かせないで、直ちに医師の診断を受ける。無理に吐かせるとかえって肺への吸引等の危険が増す。口の中が汚染されている場合には、水で十分に洗浄する。(文献2) |
| 最も重要な徴候及び症状に関する簡潔な情報 | 飲み込むと下痢、嘔吐する可能性がある。目に入ると炎症を起こす可能性がある。皮膚に触れると炎症を起こす可能性がある。ミスト・蒸気を吸入すると気分が悪くなる可能性がある。 |

5. 火災時の措置

| | |
|-------------|--|
| 消火剤 | 粉末消火薬剤、泡消火薬剤、二酸化炭素、霧状の強化液などが有効である。 |
| 使ってはならない消火剤 | 冷却の目的で霧状水は用いてもよいが、消火に棒状水を用いてはならない。火災を拡大して危険な場合がある。 |
| 特定の消火方法 | 消火作業は可能な限り風上から行う。火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。火元への燃焼源を断ち、適切な消火剤を使用して消火する。初期の火災の際には、粉末消火薬剤、二酸化炭素消火器を用いる。大規模火災の際には、泡消火薬剤を用いて空気を遮断することが有効である。注水は火災を拡大して危険な場合がある。 |
| 消火を行う者の保護 | 消火の際には、風上から行い必ず保護具を着用する。燃焼又は高温により有毒なガス(一酸化炭素等)が生成する可能性があるため、呼吸用保護具を着用する。 |

6. 漏出時の措置

| | |
|-----------------------|--|
| 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 | 除去作業の際には必ず適切な保護具を着用する。大量の場合、漏出した場所の周辺にロープを張るなどして、関係者以外の立ち入りを禁止する。 |
| 環境に対する注意事項 | 流出して製品が河川・下水道等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。 |
| 封じ込め及び浄化の方法及び機材 | 漏出源を遮断し、漏れを止める。少量の場合には土砂、ウエス等で吸着させて空容器に回収し、その後を完全にウエス等で拭き取る。大量の場合には、漏洩した液を土砂などでその流れを止め、安全な場所に導いた後、出来るだけ空容器に回収し、河川・下水道等に排出されない様に注意する。海上の場合には、オイルフェンスを展開し拡散を防止し、吸着マット等で吸い取る。薬剤を用いる場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。 |
| 二次災害の防止策 | 環境規制に従って汚染された物体および場所をよく洗浄する |

7. 取り扱い及び保管上の注意

| | |
|----------|---|
| 取扱い | |
| 技術的対策 | 取扱には適切な保護具を必ず着用し直接の接触を避ける。容器から取り出す時には適切な道具を使用すること。また、口の中に入れたり、食べたりしてはならない。 |
| 注意事項 | 指定数量以上の量を取扱う場合には、消防法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。密閉された装置、機器又は局所排気装置を使用する。製品より発生する蒸気は空気より重く滞留しやすいので、みだりに蒸気を発散させないとともに作業場所の換気を十分に行う。 |
| 安全取扱注意事項 | 炎、火花又は高温体との接触を避ける。静電気対策を行い、作業着、靴等も導電性のものを使用する。電気機器類は防爆型(安全構造)のものを用いる。空容器に圧力をかけてはならない。圧力をかけると破裂することがある。容器は溶接、加熱、穴あけまたは切断してはならない。爆発を伴って残留物が発火することがある。 |

その他の注意

油の抜き取り部位が熱い時の油の抜き取りは、火傷の危険があるため、油が冷めてから抜き取ること。

保管

適切な保管条件

直射日光を避け、換気の良い場所に保管する。保管の際には危険物の表示を行う。熱、スパーク、火炎及び静電気蓄積を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させない。保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触並びに同一場所での保管を避ける。

安全な容器包装材料

「危険物の規制に関する規則別表第3の2」に該当する容器を使用する。容器は、「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第68条の5」に定める容器試験基準に適合していることを自主的に確認すること。

8. ばく露防止及び保護措置

| 化学名 | 日本産業衛生学会 | 労働安全衛生法作業環境評価基準 - 管理濃度 | ACGIH 許容濃度、暴露限界 |
|-------------|--------------------|------------------------|--------------------|
| 石油系炭化水素(鉱油) | 3mg/m ³ | - | 5mg/m ³ |

設備対策

ミスト・蒸気が発生する場合は発生源の密閉化、又は排気装置を設ける。取扱い場所の周辺に、洗眼及び身体洗浄の為の設備を設ける。

呼吸用保護具

ミスト・蒸気が発生する場合、必要に応じて防毒マスク(有機ガス用)を着用する。密閉された場所では、送気マスクを着用する。

手の保護具

耐油性(不浸透性)保護手袋を着用する。

眼の保護具

飛沫が飛ぶ場合には、普通型眼鏡を着用する。

皮膚及び身体の保護具

耐油性の長袖作業衣、安全靴を着用する。濡れた衣服は脱ぎ、完全に清浄にしてから再使用する。

9. 物理的及び化学的特性

基本的な物性及び化学特性情報

| | | |
|----------------|--------------------------|----------------|
| 色 | 暗褐色 | |
| 外観 | 不透明 | |
| 物理的状态、形状 | 液体 | |
| 臭い | 特異臭 | |
| 性質 | 値 | 注意 |
| pH | 情報なし | |
| 融点/凝固点 | | |
| 融点 | 情報なし | |
| 流動点 | -50.0 °C | |
| 凝固点 | 情報なし | |
| 初留点 | 230 °C 以上 | |
| 引火点 | 178 °C / 352 °F | クリーブランド 開放式試験機 |
| 燃焼又は爆発範囲の上限・下限 | | |
| 爆発限界 上限 | 7 | |
| 爆発限界 下限 | 1 | |
| 密度 @15°C | 0.9046 g/cm ³ | |
| 溶解度 | | |
| 水溶性 | 水に不溶 | |
| 動粘度 40°C | 36.51 mm ² /s | |
| 動粘度 100°C | 5.862 mm ² /s | |
| 滴点 | 情報なし | |

10. 安定性及び反応性

| | |
|------------|--------------------------|
| 安定性 | 常温・常圧で安定。 |
| 避けるべき条件 | 強酸化剤との接触を避ける。 |
| 混触危険物質 | 強酸化剤と接触すると反応する可能性がある。 |
| 危険有害な分解生成物 | 燃焼等により一酸化炭素等が発生する可能性がある。 |

11. 有害性情報

急性毒性

混合物の 1.9パーセントは未知の毒性を持つ成分で構成されている
下記の値はGHS文書3.1章に基づき分類されている

| | |
|-------------------|---|
| 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 | 皮膚への刺激性はないと思われる。 |
| 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 | 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性はないと思われる。 |
| 呼吸器感作性 | 呼吸器感作性はないと思われる。 |
| 皮膚感作性 | 皮膚感作性はないと思われる。 |
| 生殖細胞変異原性 | 生殖細胞変異原性はないと思われる。 |
| 発がん性 | 発がん性はないと思われる。 |
| 生殖毒性 | 生殖毒性はないと思われる。 |
| 特定標的臓器毒性、単回ばく露 | 特定標的臓器毒性、単回ばく露に関する有害性はないと思われる。 |
| 特定標的臓器毒性、反復ばく露 | 特定標的臓器毒性、反復ばく露に関する有害性はないと思われる。 |
| 吸引性呼吸器有害性 | GHSの危険有害性区分の判定基準である40°Cで測定した場合の動粘度が20.5mm ² /s以下の炭化水素に該当しない。 |

国際がん研究機関(IARC)

グループ1-人に対して、発がん性がある
ヒトの発がん性に関して、区分できない

12. 環境影響情報

| | |
|-----------|-------------------------------|
| 土壤中の移動性 | 物理化学的性質から見て、大気、水系、土壤環境に移動しうる。 |
| オゾン層への有害性 | オゾン層への有害性はないと思われる。 |

13. 廃棄上の注意

| | |
|---------|--|
| 残余廃棄物 | 事業者は残余廃棄物を自ら処理するか又は知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合には、そこに委託して処理する。残余廃棄物は産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規制されているので、そのまま埋め立てたり、投棄してはならない。 |
| 汚染容器・包装 | 内容物を完全に除去した後に産業廃棄物として処理する。 |
| 焼却する場合 | 安全な場所で、かつ、燃焼又は爆発によって他に危害又は損害を及ぼす恐れのない方法で行うとともに、見張り人をつける。その燃えがらについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に定められた基準以下であることを確認しなければならない。 |

14. 輸送上の注意

| | |
|------------------------------|---|
| 国際規制 | |
| IMDG: | 規制されていない |
| ADR | 規制されていない |
| IATA: | 規制されていない |
| IBC | |
| MARPOL73/78やIBCコードに則ったバルクの輸送 | 規制されていない |
| 品名 | 規制されていない |
| 区分 | 規制されていない |
| 国内規制 | |
| 陸上規制 | |
| 容器 | 「危険物の規制に関する規則別表第3の2」に準拠した容器を使用する。 |
| 容器表示1 | 一 第三石油類、危険等級III、潤滑油 |
| 容器表示2 | 二 (数量) |
| 容器表示3 | 三 火気厳禁 |
| 積載方法 | 容器が著しく摩擦または動揺を起こさないように運搬する。指定数量以上の危険物を車輦で運搬する場合は、総務省令で定めるところにより、当該車輦に標識を掲げる。またこの場合、当該危険物に該当する消火設備を備える。運搬時の積み重ね高さは3 m以下とする。第一類及び第六類の危険物及び高圧ガスを混載しない。 |
| 道路法 | 施行令 第19条の13 (通行制限物質)に該当しない。 |
| 海上輸送 | 船舶安全法における危険物に該当しない。 |
| 航空輸送 | 航空法における危険物に該当しない。 |
| 輸送の特定の安全対策及び条件 | 輸送前に容器の破損、腐食、漏れのないことを確かめる。転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行う。容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬する。該当法規に従い、包装、容器、表示、輸送を行う。 |

15. 適用法令

| | |
|------------------------------|---|
| 消防法 | 第4 類引火性液体、第三石油類非水溶性液体(法第2 条第7 項危険物別表第1) |
| 化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法) | 非該当 |
| 労働安全衛生法 | 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第5 7 条の2 、施行令第1 8 条の2 別表第9) |
| 毒物及び劇物取締法 | 非該当 |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 産業廃棄物 |
| 水質汚濁防止法 | 油分排出規制 |
| 海洋汚染防止法 | 油分排出規制 |
| 下水道法 | 鉱油類排出規制 |
| 道路法 | 施行令 第19条の13 (通行制限物質)に該当しない。 |

輸出貿易管理令 別表第1、16項(キャッチオール規制) 第5部 第27類 HSコード (輸出統計品目番号、2013年版): 2710.19

国際インベントリー

| | |
|--------------------|----|
| 日本(ENCS) | 収載 |
| 米国(TSCA) | 収載 |
| EU (EINECS/ELINCS) | 収載 |
| カナダ(DSL) | 収載 |
| オーストラリア(AICS) | 収載 |
| 韓国(ECL) | 収載 |
| フィリピン(PICCS) | 収載 |
| 中国(IECSC) | 収載 |

16. その他の情報

発行日 2013-01-09
改訂日 2015-03-10
改訂メモ 情報なし。

安全データシートにおける略称や頭字語の説明やキー
情報なし

参考文献

1. ANZI Z 129.1-1994 American National Standard Institute.
2. 絵で見る中毒110番(保健同人社)
3. IARC MONOGRAPHS ON THE EVALUATION OF THE CARCINOGENIC RISK OF CHEMICALS TO HUMANS VOLUME 33
4. EC委員会指令「67/548/EEC」の付属書I「危険な物質リスト」

記載内容の取扱い

安全データシートは、JIS Z 7253:2012に沿って、現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性に関してはいかなる保証をなすものではありません。また、法令の改正及び新しい知見に基づいて改訂されることがあります。本安全データシートは、本製品の通常の取扱いを対象とし、安全な取扱いを確保するための参考情報として、取扱う事業者提供されるものです。取扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱い等の実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いします。

[会社情報]

販売者：スズキ佐賀中央自動車販売(株)

所在地：佐賀市新栄東1-7-57

TEL:0952-24-6171